

令和6年10月31日招集

第7回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和6年度 第7回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月31日(月) 午後1時30分から午後2時40分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 2階 大会議室

3. 出席委員 : (22名)

1. 藪田 亨	2. 渡邊 秀一	3. 森田 聰	4. 民部 猛
5. 仲川 庸一	6. 細野 真二	7. 山田 隆生	8. 本間 隆
9. 土屋 七司	10. 忠野 佳純	12. 古屋野 勝	13. 北見 尚志
14. 佐々木 雅文	15. 池 克博	17. 本間 一寿	18. 金切 秀明
19. 大野 雄一郎	20. 西野 春彦	21. 渡邊 実	22. 久保 守
23. 佐々木 隆正	24. 金田 勝廣		

4. 欠席委員 : (2名) 11. 中川 義弘 16. 西村 幸子

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議事

議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画（売買）の決定について

議案第7号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について

議案第8号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について

議案第9号 佐渡市賃借料情報 令和6年12月発行について

議案第10号 令和7年度農作業参考賃金一覧表について

(3) 協議・報告事項

1) 農地部会協議報告事項について

① 農地の転用事実に関する照会について（新潟地方法務局佐渡支局）

② 農地法施行規則29条の届出について

③ 農地転用事実確認願について

④ 農地改良届の受理について

⑤ 農地法第18条の規定による通知について

2) 農政振興部会協議報告事項について

① 11/16 農協まつりについて

3) 代表者会議協議報告事項について

①次期改選時の女性農業委員の登用について

②地域計画第3回「協議の場」の参加とりまとめについて

- ③ 11/21～ 農業委員会視察研修について
- ④ 12/4 農業者等との意見交換会について
- 4) JA推薦委員からの連絡事項等について
- 5) 会務報告・会務予定について
- 6) 「農業委員会手帳（2025年版）」の購入申し込みについて
- 7) その他

7. 農業委員会事務局出席職員

局長 木下 和重 次長 野嶋 雅博 係長 伊藤 雅之 係長 恵帳塚 実
主任 池 剛宏

8. 会議の概要

局長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、令和6年度7回農業委員会総会を開会いたします。それでは、はじめに、金田会長よりご挨拶を申し上げます。
金田 会長	(会長挨拶)
局長	<p>ありがとうございました。本日の総会におきましては、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。11番中川義弘委員、16番西村委員の2名でございます。</p> <p>ただ今の出席委員は、委員定数24名中、22名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りたいと思いますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。それでは、金田会長より、議事の進行をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、第7回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。はじめに、日程第1「議事録署名委員の指名」について、お諮りいたします。議事録署名委員は議長一任で異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございましたので、9番土屋委員、10番忠野委員を指名いたします。それでは、日程第2「議事」に入らせていただきます。はじめに「農地部会所掌案件」について、審議を行います。10月21日に開催された農地部会審議概要について、14番佐々木雅文農地部会長より報告をお願いします</p>
佐々木農地部会長	<p>10月分の農地部会を10月21日に開催し農地部会の所掌案件について予備審査を行いました。その結果、事務局より提出されました全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。</p> <p>また、現地確認については、各地区の担当委員、推進員に調査依頼をいたしました。以上です。</p>
議長	ありがとうございました。それでは、はじめに、「農地法の適用を受けない事実確認願」25件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>議案の2ページから9ページまでになります。今月25件、田47筆51,559平米、畑28筆13,314平米、合計64,873平米。</p> <p>案件番号1番、羽茂大橋の方からの申請で羽茂大橋の田1筆1,341平米、進入路がなく農地の荒廃化が著しいため原野で整理するものです。</p> <p>案件番号2番以降、所有者、申請人、申請地番・面積、利用状況、判定地目は、議案書に記載のとおりです。以上、25案件については、非農地の基準をみたしていると考えます。</p> <p>なお、議事参与案件は案件1番の1件です。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。8番本間隆委員の退席をお願いします。</p> <p>(委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、案件1番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願」案件1番を承認し、証明書を発行することに決定いたします。</p> <p>(委員 着席)</p>
議長	<p>次に、案件2番から25番までについて、一括して採決を行います。これらの案件を承認し、証明書を発行することにご異議ございませんか。</p>
一 同	<p>異議なし</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第1号 農地法の適用を受けない事実確認願」案件2番から25番までを承認し証明書を発行することに決定いたします。</p> <p>次に、「非農地判断」13件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>非農地判断について説明いたします。</p> <p>この非農地判断は、利用状況調査の結果、3名以上の委員により、森林の様相を呈するなど農地への再生利用が困難(赤区分)と確認された農地を非農地と判断し、事前の通知により確認済みの所有者に非農地通知書を送付するとともに、市税務課から市長名で地目変更登記の申請を法務局へ行うものです。議案書の10ページから13ページをご覧ください。今月は13案件ございます。</p> <p>案件1番、市野沢地内の田2筆、2,498平米について、再生利用が困難な農地の区分になっており航空写真図で確認した結果、森林化していることから非農地の条</p>

	<p>件を満たしていると思われるものになります。案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、現地確認の方法等は、議案書に記載のとおりです。今月の案件は 13 件とも所有者並びに現任の担当委員の事前確認を受けたうえで、現地に辿り着けないため航空写真図での確認としております。</p> <p>非農地判断につきましては、今後も所有者及び担当委員から事前確認いただきながら毎月上程して、計画的な非農地判断を進めてまいります。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは非農地判断について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。それでは、案件 1 番から 13 番について採決を行います。これらの案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 2 号 非農地判断について」原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、「農地法第 3 条の規定による許可申請」12 件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 3 号、農地法 3 条申請になります。14 ページから 16 ページになります。今月 12 件、田 8 筆 9,721 平米、畑 11 筆 2,582 平米、合計 12,303 平米。</p> <p>案件番号 1 番、千葉県習志野市の方から虫崎の方に、虫崎の畑 1 筆 82 平米。近隣農地を取得し、自家用野菜栽培を行いたいということで贈与になります。</p> <p>担当委員、現地確認日につきましては議案書記載のとおりになりますので省略させていただきます。</p> <p>案件番号 2 番、梅津の方から吉井本郷の方に、梅津の畑 1 筆 253 平米。家が梅津の方にあり、隣接する農地を取得し経営規模拡大を行いたいというもので売買になります。</p> <p>案件番号 3 番と 4 番についても、受人は案件 2 番と同じで、家に隣接した農地となります。</p> <p>案件番号 3 番は梅津の方から梅津の畑 440 平米で売買になります。案件番号 4 番は梅津の畑 1 筆 631 平米、渡人は梅津の方で同じく売買になります。</p> <p>案件番号 5 番、埼玉県川口市の方から長江の方に、秋津の田 1 筆 1,231 平米、畑 1 筆 136 平米、合計 1,367 平米。秋津の方の家を買い、隣接する農地を取得して農業を行いたいというもので売買です。</p> <p>案件番号 6 番、栃木県宇都宮市にお住まいの方から鴻端の方に、鴻端の田 4 筆 6,159 平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいというもので贈与になります。</p> <p>案件番号 7 番、埼玉県川口市の方から沢根炭屋町の方に、沢根五十里の畑 203 平米。近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買です。</p> <p>案件番号 8 番、東京都新宿区の方から三瀬川の方に、三瀬川の畑 1 筆 50 平米。</p>

	<p>近隣農地を取得し、自家用野菜栽培を行いたいということで売買になります。</p> <p>案件番号 9 番、新潟市の方から金井新保の方に、中興の田 1 筆 1,416 平米、近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいということで売買です。</p> <p>案件番号 10 番、岐阜県多治見市の方から下新穂の方に、下新穂の田 2 筆 915 平米。家に近い近隣農地を取得し、経営規模拡大を行いたいというもので売買です。</p> <p>案件番号 11 番、上越市の方から相川米屋町の方に、栗野江の畠 1 筆 369 平米。栗野江に家を購入し、隣接する農地を取得して自家用野菜栽培を行いたいというもので売買になります。</p> <p>案件番号 12 番、宮川の方から羽茂本郷の方に、宮川の畠 3 筆 418 平米。宮川にある家を購入し、隣接農地を取得して自家用野菜栽培を行いたいというもので売買になります。12 案件全て許可要件を満たせると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	それでは、案件 1 番から 4 番について現地調査を行った 2 番渡邊秀一委員から報告をお願いします。
2 渡邊 秀一	<p>案件番号 1 番は、10 月 28 日に農業委員 1 名、推進員 1 名、事務局と現地確認に行ってまいりました。面積が小さいですが、野菜を作っていました。</p> <p>それから、案件番号 2 番、3 番、4 番と続きの畠です。10 月 28 日に農業委員 1 名、推進委員 1 名、事務局とで確認してきました。現在は草が生えておりますが、買った後に耕作するということでした。よって農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件を満たしていると思います。よろしくお願ひします。</p>
議 長	次に、案件 5 番、6 番について現地調査を行った 7 番山田委員から報告をお願いします。
7 山田 隆生	案件番号 5 番は 9 月 24 日に、案件番号 6 番は 10 月 28 日に農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行いました。どの農地も、耕作されており適正に管理されておりました。従って農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしております。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、案件 7 番について現地調査を行った 9 番土屋委員から報告をお願いします。
9 土屋 七司	案件番号 7 番ですが、現地確認は 9 月 24 日に農業委員、推進委員、事務局で行いました。現地は適正に管理されておりました。よって農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可基準を満たしておりますので、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	次に、案件 8 番について現地調査を行った 21 番渡邊実委員から報告をお願いします。
21 渡邊 実	案件番号 8 番ですが、10 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしました。野菜を作り畠として管理されている状況でした。つきましては、農地法第 3 条第 2 号各号には該当せず許可基準を満たしていると思います。ご審議のほどよろしくお願ひします

議長	続いて、案件9番について現地調査を行った5番仲川庸一委員から報告をお願いします。
5仲川 庸一	案件番号9番について、10月22日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしていました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	続いて、案件10番について現地調査を行った3番森田委員から報告をお願いします。
3森田 聰	案件番号10番について、10月25日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をいたしました。適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可基準を満たしておりますので、審議の方よろしくお願ひします。
議長	続いて、案件11番について現地調査を行った6番細野委員から報告をお願いします。
6細野 真二	案件番号11番について、9月27日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行いました。農地として適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず許可基準を満たしていました。ご審議のほどお願ひします。
議長	続いて、案件12番について現地調査を行った10番忠野委員から報告をお願いします。
10忠野 佳純	案件番号12番について、10月22日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をしました。申請地は宅地に隣接した畠で、一部は果樹が植えられていました。農地として適正に管理されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願ひいたします。
	(意見、質問なし)
議長	ご質問等がないようですので、案件1番から12番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請」12件を許可することに決定いたします。 次に、「農地転用事業計画変更承認申請について」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。
事務局	農地転用事業計画変更承認申請についてです。17ページをご覧ください。農地

法第4条、第5条による転用許可を受けた後、当初の目的を達成することが困難となり、その事業計画を変更したい場合には計画変更申請の承認が必要となるため申請のあったものです。

申請者は千葉県の会社です。申請地の場所は18ページの地図をご覧ください。申請地は金井地区千種の田12筆11,293平米。場所は佐渡市役所旧第2庁舎の北側の270メートルに位置しています。申請地周辺は市街化が進んでいる地域で市役所から300メートル以内にある農地で第3種農地の農地に該当します。変更内容は令和5年7月19日に佐農委許可第5014号により、貸駐車場の設置を目的に農地法5条の許可を受け、令和6年5月31日佐農委承認第5024号の2で事業計画変更により承認しております。この度、計画面積が増加したことから、さらに計画変更をするものです。当初、田8筆7,469平米で計画していましたが、田4筆3,824平米を増加し田12筆11,293平米となったものです。それにともない工事期間も変更したいということです。

増加した部分については議案第5号により農地法第5条の許可申請が出されており問題ないものと考えます。ご審議よろしくお願ひします。以上です。

議長

それでは、案件1番について現地調査を行った5番仲川庸一委員から報告をお願いします。

5仲川 庸一

9月25日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認いたしました。事務局の説明のとおりです。ご審議よろしくお願ひします。

議長

それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

(意見、質問なし)

議長

ご質問等がないようですので、採決に入ります。「議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請」を承認することにご異議ございませんか。

一同

異議なし。

議長

「異議なし」の声がありましたので、「議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請」を承認することに決定いたします。

次に、「農地法第5条の規定による許可申請」1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請です。19ページをご覧ください。5条申請1件、田4筆3,824平米です。

譲受人が千葉の会社、譲渡人が金井新保の方です。申請地は千種の田3,824平米、所有権の移転売買です。変更目的は駐車場の新設です。申請理由はすでに転用許可を受け駐車場の整備を予定している隣接地へ駐車場を増設したいというものです。議案第4号の事業計画変更承認申請により増加する部分に係る農地法第5条の許可申請となります。申請地は20ページの地図をご覧ください。場所は佐渡市役所第1庁舎から北東へ160メートルの場所に位置しています。申請地周辺は市街化が進んでいる地域で市役所から300メートル以内にある農地で第3種農地の農地に

	<p>該当します。駐車場が不足していることから、駐車場の面積を増加するものです。排水は地下浸透により処理することから周囲の農地への影響はなく、必要資金も自己資金で賄えるため一般基準も問題ありません。以上のとおり許可基準を満たしております。</p> <p>なお、本案件は 3,000 平米を超えていることから農業会議の諮問案件となります。ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、案件 1 番について現地調査を行った 5 番仲川庸一委員から報告をお願いします。</p>
5 仲川 庸一	<p>現地確認を 9 月 25 日に農業委員、推進委員、事務局とで行いました。事務局説明のとおり申請地は駐車場の増設するためのもので、止むを得ないものだと思います。許可基準を満たしていますので、審議よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議 長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
	(意見、質問なし)
議 長	<p>ご質問等がないようですので、案件 1 番につきまして、採決を行います。この案件につきまして、許可することにご異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」を許可することに決定いたします。</p> <p>次に、「農用地利用集積計画（売買）の決定」 7 件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画（売買）について説明いたします。議案書は、21 ページから 24 ページです。</p> <p>案件 1 番、長江地内の田 2 筆計 2,969 平米を長江の方から長江の方が公社売買により新潟県農林公社を通して買い受けるものです。譲受人、譲渡人及び案件 2 番以降の土地の所在、地目、面積、売買価格については議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、所有権移転に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画（売買）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
	(意見、質問なし)
議 長	<p>ご質問等がないようですので、案件 1 番から 7 番の案件につきまして、一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>

一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第6号 農用地利用集積計画（売買）の決定」について原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、「農用地利用集積計画（貸借）の決定」18件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積計画（貸借）について説明いたします。議案書は25ページから39ページで、今月は18案件ございます。</p> <p>案件1番、畠野地内の田5筆計12,036平米を畠野の方から目黒町の方が令和6年11月1日から令和16年12月31日まで10年間再設定により賃貸借するものです。借り手、貸し手及び案件2番以降の土地の所在、地目、面積、対価、契約期間等は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>今回、議事参与案件が案件1番の1件ございます。</p> <p>以上、利用権設定に関する案件については、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の決定について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。議事参与案件がございますので、先に議事参与案件1番について採決を行います。</p> <p>それでは、案件1番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第7号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」、案件1番を原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、案件2番から18番までの17件について一括して採決を行います。これらの案件につきまして、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第7号 農用地利用集積計画（貸借）の決定について」案件2番から18番を原案のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、「農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について」66件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について説明いたします。議案書は、40ページから60ページまでで、66件ございます。40ページに意見の照会文書、41ページに意見書のひな型、42ページから計画案となります。</p> <p>案件番号1番、金井地区三瀬川の耕作者が、両津地区立野地内の田1筆1,920平米を中間管理機構から引き続き5年間借り受けるものです。案件番号2番以降の耕</p>

	<p>作者、借受地番、対価、期間等については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>この内容は、令和4年11月まで農地中間管理事業の農用地利用配分計画案として提案していたものと同様に、農地中間管理機構から耕作者について利用権を設定する案件ですが、この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき農地中間管理機構が定めるものとされており、同法第19条第3項の規定に基づき市町村から依頼がある毎に、農業委員会はこの促進計画案について市町村に意見を提出することになります。</p> <p>今回は、耕作者の利用権移転に関するものが案件32番と33番の2件で、それ以外の64件が利用権設定に関するものとなります。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、農用地利用集積等促進計画案に関する意見の提出について質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ありませんので「議案第8号 農用地利用集積等促進計画案」を承認とし、意見書を市長に提出いたします。</p> <p>次に、「佐渡市賃借料情報 令和6年12月発行について」を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(事務局説明)
議長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。佐渡市賃借料情報について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>
一 同	異議なし。
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第9号 佐渡市賃借料情報令和6年12月発行について」原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>それでは次に、「令和7年農作業参考賃金一覧表について」を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	(事務局説明)
議長	<p>それでは質疑を行います。ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。「令和7年農作業参考賃金一覧表について」原案のとおり決定することに異議ございませんか。</p>

一 同	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」の声がありましたので、「議案第 10 号 令和 7 年農作業参考賃金一覧表について」原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>それでは、日程第 3 「協議・報告事項」に入らせていただきます。（1）農地部会協議報告事項として、はじめに、「農地の転用事実に関する照会について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、61 ページをご覧ください。今月法務局照会 1 件です。申請者が茨城県の方で、土地の表示は羽茂本郷の畠 1 筆 33 平米です。この農地に関しては地積図上において現地確認不能となっており、所在地がわからない農地となっております。そのため、確認委員、確認日はありません。回答不能として、法務局佐渡支局へ回答させていただきました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	次に、「農地法施行規則第 29 条の届出について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>62 ページをご覧ください。農業用施設に係る届出となります。今月 1 件ございます。中興の方からの届出です。場所は中興の畠 227 平米の内、12 平米。農機具格納庫の建築です。工事期間は令和 6 年 11 月 30 日までとなっています。現地確認日及び確認委員は議案書記載のとおりです。受理させていただきます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	次に、「農地転用事実確認願」 8 件について事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>63 ページから 65 ページをご覧ください。転用事実確認願 8 件です。</p> <p>1 件目は、申請者は新穂青木の方で、土地の表示は春日の田 1 筆 180 平米です。カッコ内は当時の地名地番となります。転用目的は住宅建築で住宅を建築済みです。昭和 51 年 5 月 26 日佐農地 5064 号で農地法第 5 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は昭和 62 年 10 月 15 日です。</p> <p>2 件目～8 件目は関連しますので一括で説明します。これらの案件はすべて羽茂本郷にある工場の建物又は駐車場の敷地とするために転用許可をとった農地です。申請者はすべて羽茂本郷の方で、土地の表示は羽茂本郷の田です、全部で 10 筆 7,122 平米となります。許可は 3 回に分かれており昭和 56 年 3 月 23 日佐農地第 5017 号、昭和 59 年 3 月 22 日農管第 5056 号、平成元年 11 月 30 日佐農地第 5100 号でそれぞれ農地法第 5 条の許可を受けたものです。現地地目完了年月日は記載のとおりです。現地は地元委員より確認済みです。確認日及び確認委員は議案書記載のとおりです。以上、許可目的どおり転用されていたので証明書を発行させていただきます。</p>

議長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議長	次に、「農地改良届の受理について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、66 ページをご覧ください。農地改良届 1 件です。 申請者が畠田の方で、土地の表示は畠田の田 1 筆 2,685 平米の内、247.8 平米です。改良目的といたしまして、盛土し育苗ハウスを設置するためです。土質はレキ質土粘性土で土量が 90 立米。期間は令和 6 年 11 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日までです。現地確認日は議案書記載のとおりです。以上、農地改良届について受領させていただきます。
議長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議長	次に、「農地法第 18 条の規定による通知について」事務局から説明をお願いします。
事務局	農地法第 18 条の規定による通知、いわゆる合意解約について説明いたします。 議案書は 67 ページから 80 ページで 24 件ございます。 今月は、受け手が不在となる利用調整案件として、7 番、22 番、23 番の 3 件がありますが、それぞれ耕作が困難な条件を解約理由としていることから可能な範囲で受け手探しにご協力をお願いいたします。説明は以上です。
議長	ただ今の事務局の説明に対して、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 (意見、質問なし)
議長	特にないようですので、次に、(2) 農政振興部会協議報告事項として、「農協まつりについて」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	次に、(3) 代表者会議協議報告事項として、「①次期改選時の女性農業委員の登用について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	次に、(3) 代表者会議協議報告事項として、「②地域計画第 3 回協議の場の参加とりまとめについて」事務局から説明をお願いします。

事務局	(事務局説明)
議長	次に、(3) 代表者会議協議報告事項として、「③11月21日から農業委員会視察研修について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	次に、(3) 代表者会議協議報告事項として、「④12月4日農業者との意見交換会について」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	次に、(4) 「JA推薦委員からの連絡事項」に入らせていただきます。JA推進委員からお願いします。
J A推進委員	(JA推進委員説明)
議長	ありがとうございました。連絡事項について、ご質問、ご意見がある方はお願いします。
	(意見、質問なし)
議長	以上で、JA推薦委員からの連絡事項は終わりました。次に、(5) 「会務報告・会務予定」について、事務局から報告をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	以上で、会務報告・会務予定についての報告が終わりました。ただ今の会務報告・会務予定につきまして、ご質問、ご意見のある方はお願いします。
	(意見、質問なし)
議長	次に、(6) 「農業委員会手帳（2025年版）の購入申し込みについて」事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局説明)
議長	次に、「その他」に入れます。その他やご質問、ご意見がございましたら、お願いします。
	(意見、質問なし)
議長	以上で、協議・報告事項を終了します。これをもちまして、本日の議案審議はすべて終了しました。ありがとうございました。

局 長 佐々木隆正会長 職務代理者	大変ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして、佐々木隆正会長職務代理者より、閉会のご挨拶をお願いします。 (閉会挨拶)
-----------------------------	---

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 24番 金田 勝廣

署名委員 9番 土屋 七司

署名委員 10番 忠野 佳純